## 函館市企業局指定管理者情報公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市情報公開条例(平成13年函館市条例第7号。以下「条例」という。)第27条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の情報公開について必要な事項を定めるものとする。

(提出を求める文書の範囲)

- 第2条 条例第27条の2第2項の規定により公営企業管理者(以下「管理者」という。)が指定管理者に対して提出を求める文書は,指定管理者が管理を行う公の施設に関しその職員が職務上作成し,または取得した文書,図画,写真,フィルムおよび電磁的記録(紙に出力することが可能なものに限る。)であって,当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして,当該指定管理者が保有しているものをいう。(文書の提出)
- 第3条 指定管理者は、条例第27条の2第2項の規定に基づき管理者 から文書の提出を求められたときは、速やかに管理者に当該文書を提 出するものとする。

附 則

この要綱は,平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は,平成23年4月1日から施行する。